

1. 給料

給料(医科・歯科)		
3年次		企業職給料表(2)1-22号給
月額	基本給	324,800円
	地域手当	51,968円
賞与	在職期間率 100%の場合	6月:480,379円
		12月:480,379円
4年次		企業職給料表(2)1-36号給
月額	基本給	358,300円
	地域手当	57,328円
賞与	在職期間率 100%の場合	6月:529,925円
		12月:529,925円
5年目以降		企業職給料表(2)2-79号給
月額	基本給	475,200円
	地域手当	76,032円
賞与	在職期間率 100%の場合	6月:702,820円
		12月:702,820円
※ 給料、地域手当、賞与は、常勤職員の給与改定を基礎として改定が行われた場合、変動します		
年2回(6月・12月)手当の在職期間による支給率		
6ヶ月		100%
5ヶ月以上6ヶ月未満		80%
3ヶ月以上5ヶ月未満		60%
1ヶ月以上3ヶ月未満		30%
1ヶ月未満		10%
在職期間から除算する期間		
無給休暇の1/2の期間		
有給休暇及び無給休暇によらない休暇期間		

2. 服務(勤務時間・休暇)

勤務時間	
正規の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分(うち休憩60分)
時間外勤務の有無	有
週休日及び休日	
週休日	土曜日、日曜日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始(12月29日～1月3日)
有給休暇	
年次有給休暇	任用期間に応じて付与 前年度未使用の休暇は、20日を限度に繰り越し
夏期休暇	5日(7月～9月)
その他の休暇	生理、公民権行使、忌引、交通遮断、官公署への出頭、結婚、産前(出産予定日前8週間)(多胎妊娠の場合は14週間)、産後(出産日の翌日から8週間)、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性の育児参加休暇、看護休暇、短期介護休暇
無給休暇	
育児休業	子が1歳6カ月に達するまで ※育児休業取得の要件有

(諸手当・その他)

諸手当	
時間外勤務手当	有
休日勤務手当	有(時間外扱い)
宿日直手当	有(20,000円)* 半日直(10,000円)
分べん手当	1件につき10,000円
新生児担当医手当	新生児1人につき10,000円 正規の勤務時間以外の時間、週休日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始の休日(12月29日～1月3日)に、NICUにおいて新生児の入院当日の処置に係る担当となった場合
小児救急勤務医手当	1回につき10,000円 小児科病院群輪番制病院として輪番体制を実施している日において、夜間(午後6時から翌日の午前8時)に小児救急医療の業務に従事した場合
救急勤務医手当	(1)1回につき5,000円 宿日直手当の支給を受ける勤務を行う医師で救急医療等の業務に従事したもの又は正規の勤務時間以外の時間において救急医療等の業務に従事した場合(ただし(2)の医師を除く) (2)1回につき30,000円 救急医療等の業務に従事した救急ホットラインを担当する医師
夜間等医師手術等手当	1件5,000円～10,000円 企業団体日条例第1条に規定する休日及び当該休日以外の夜間(午後6時から翌日の午前8時まで)に手術又は処置業務に従事したとき
医師等派遣手当	1回:診療応援20,000円、講師等5,000円 公的医療機関若しくは公的機関又は企業長が必要と認める機関において、診療若しくは健康診断業務又は講師等として従事した場合
住居手当	無
退職手当	有(条件有)
通勤手当	有(距離・交通機関利用料に応じて) 交通用具、交通機関を利用して片道2km以上を通勤している場合
待機手当	1回につき2,150円
夜間勤務手当	22:00～翌日5:00の勤務1時間につき時間単価の25%
当直回数	有(月3回程度)
宿舎	
有	* 正職員優先
単身用	44戸
世帯用	60戸
病院内個室	無
社会保険	
医療保険	有
公的年金	有
労働者災害補償保険法の適用	有
公務員災害補償法の適用	有
雇用保険	初年度のみ有
健康管理	
健康診断	有(年2回)
医師賠償責任保険	
病院加入	有
個人加入(強制・任意)	任意
外部の研修活動	
参加の可否	可
参加費用負担	一部公費負担有(旅費7万円)